



ROCK FIELD



第53回定時株主総会招集ご通知

日時

2025年7月25日（金曜日）
午前10時

場所

神戸市東灘区魚崎浜町15番地2
当社本社（神戸ヘッドオフィス）

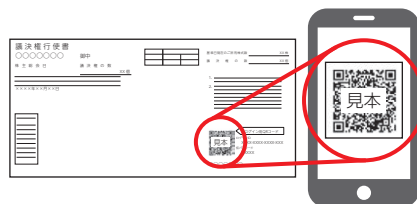
決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役報酬等の額改定の件

○ 株主総会ご出席株主様へのお土産はございません。

議決権行使は、スマートフォンで簡単

議決権行使コード、パスワードの入力が不要



株 主 各 位

神戸市東灘区魚崎浜町15番地2

株式会社ロック・フィールド

代表取締役社長
古塚孝志

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、以下のいずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<当社ウェブサイト>

<https://www.rockfield.co.jp/ir/library/meeting/>



<株主総会資料 掲載ウェブサイト>

<https://d.sokai.jp/2910/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年7月24日（木曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1. 日 時 2025年7月25日（金曜日）午前10時

2. 場 所 神戸市東灘区魚崎浜町15番地 2

当社本社（神戸ヘッドオフィス）

末尾の会場ご案内図をご参照ください。

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

1. 第53期（2024年5月1日から2025年4月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第53期（2024年5月1日から2025年4月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 取締役報酬等の額改定の件

4. 招集にあたって
の 決 定 事 項

3ページの「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正
前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎株主総会の運営に変更が生じた場合等、株主様へのご案内につきましては、前記インターネット上の当社ウ
ェブサイトに掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い
申し上げます。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を含めて記載した書面をあわせてお送りいたしま
すが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次の事項を除いております。なお、監査役及び会計
監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

①事業報告の「主要な事業内容」「主要な借入先」「責任限定契約の内容の概要」「役員等賠償責任保険
契約の内容の概要」「社外役員に関する事項」「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」



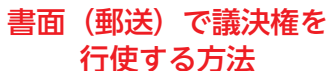
株主総会にご出席できなかった株主様のために、後日、当社ウェブサイト上で株主総会当日の模様を
動画配信いたします。2025年8月上旬に配信を予定しておりますので、ぜひご覧ください。

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



行使期限

2025年7月24日(木曜日)
午後5時入力完了分まで



議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入ください。

なお、郵便事情等により、通常より配達日数を要する場合がありますので、お早めにご返送ください。

行使期限

2025年7月24日（木曜日）
午後5時到着分まで



当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年7月25日（金曜日）
午前10時

議決権行使書		御中
○○○○○○○		
株主総会日	議決権の数	XX 包
××××年×月××日		

※右記現在のご所有株式数

XX 株

議決権の数

XX 包

1. _____
2. _____
- _____
- _____
- _____
- _____

ログイン用QRコード

ログインID
XXXX-XXXX-XXXX-XXX
見本
＆パスワード
XXXXX

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

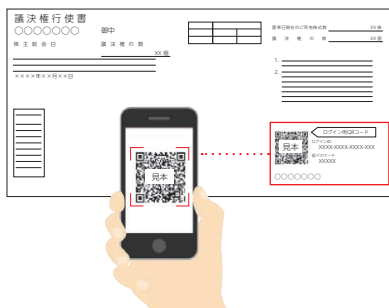
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いたします。
- ・インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱いたします。
- ・インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

二次元コードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載の二次元コードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



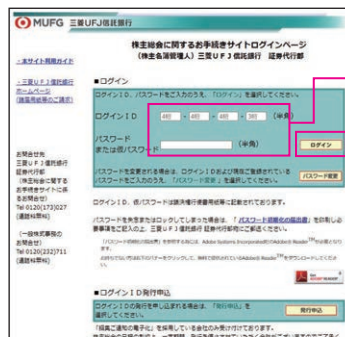
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間：午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本定時株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号 議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、安定的な配当を継続的に行うことを基本とし、中長期的な事業展開のための内部留保の充実に留意しつつ、連結配当性向40%以上を剰余金処分の基本方針としております。

今期の業績は、原材料価格の高騰や人手不足等による人件費の上昇に加え、生活者の節約志向の高まりにより減収減益となりましたが、安定的な配当を継続的に行うことを優先し、計画通りの年間配当金額といたしたいと存じます。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき14円とさせていただきたく存じます。これにより中間配当金（1株につき9円）と合わせて、年間配当金は1株につき23円となります。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当金14円とし、配当総額は365,834,896円といたしたいと存じます。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年7月28日といたしたいと存じます。

第 2 号 議 案

取締役 6 名 選 任 の 件

取締役全員（6 名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役 6 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は指名・報酬委員会の審議を経ており、経営体制の現況を鑑み、取締役会の実効性を引き続き確保できるものと判断いたしました。

なお、社外取締役の選任にあたっては、当社の社外役員の独立性判断基準を満たすとともに、各々の豊富な経験と高い見識に基づき、当社の企業活動に助言を行うことができる人物を選任しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名		現在の当社における地位	取締役在任期間
①	再任	古 塚 孝 志	代表取締役社長	14年
②	再任	吉 井 康 太 郎	常務取締役	3年
③	再任	三 好 勝 寛	取締役	1 年
④	新任	一 宮 秀 夫	執行役員	—
⑤	新任	ゆの き かず よ 柚 木 和 代	社外取締役候補者	—
			独立役員	
⑥	新任	きた じま のり こ 北 嶋 紀 子	社外取締役候補者	—
			独立役員	

候補者
番号

1

再 任

ふる つか た か し
古 塚 孝 志
(1965年2月26日生)



所 有 す る
当社の株式数

64,921株

取締役会出席率

100%
(13回中13回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4 月 当社入社
2007年 8 月 執行役員 静岡ファクトリーマネージャー
2010年 4 月 執行役員 生産本部長
2010年 8 月 上席執行役員 生産本部長
2011年 7 月 取締役就任 生産本部長
2013年 4 月 (株)コウベデリカテッセン 取締役就任
2013年 7 月 常務取締役就任 生産本部長
2014年 7 月 代表取締役社長就任
2016年 5 月 専務取締役就任 生産本部、購買本部、
品質保証部管掌
2017年 7 月 代表取締役副社長就任
2018年 7 月 代表取締役社長就任 (現任)
2020年10月 岩田 (上海) 餐飲管理有限公司 董事長 (現任)
2024年 7 月 (株)コウベデリカテッセン 代表取締役就任
(現任)

取締役候補者とした理由

古塚孝志氏は、代表取締役として当社グループの経営を担い、中長期的な成長のためのビジネスプロセスの変革に向けた取り組みを主導し、重要事項の決定及び業務執行の監督に重要な役割を果たしております。また、「ビジョン2030」で宣言しているとおり、持続可能な食の豊かさに向けた取り組みを牽引しており、経営全般に関する豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップを踏まえ、当社のさらなる発展と企業価値向上を実現させるために、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

再 任

よし い こう た ろ う

吉井 康太郎

(1971年5月24日生)



所 有 す る
当社の株式数

7,437株

取締役会出席率

100%
(13回中13回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4 月 当社入社
2004年 9 月 販売本部 東日本路面店販売グループ
スーパーバイザー
2013年 6 月 企画開発室 開発グループ長
2014年 7 月 企画開発本部 企画開発室長
2016年11月 企画開発本部 副本部長
2017年 5 月 企画開発本部長
2017年 8 月 執行役員 企画開発本部長
2021年 7 月 執行役員 経営企画本部長
2022年 7 月 取締役就任 経営企画本部長
2024年 5 月 取締役 経営企画本部長、冷凍食品推進室管掌
2024年 7 月 常務取締役就任 経営企画本部長、管理本部・冷凍食品推進室管掌（現任）
(株)コウベデリカテッセン 取締役就任（現任）

取締役候補者とした理由

吉井康太郎氏は、常務取締役として、中期経営計画・事業計画の立案や推進、デジタルを活用した業務改革や顧客体験価値の向上などに取り組むとともに、管理本部・冷凍食品推進室を管掌し、当社のコーポレート・ガバナンス強化や取締役会の実効性向上、冷凍食品のブランド認知度向上や商品力強化などに取り組んでおります。これらの知見と実績を踏まえ、当社のさらなる発展と企業価値向上を実現させるために、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

再 任

み よ し か つ ひ ろ
三 好 勝 寛
(1970年3月11日生)



所 有 す る
当 社 の 株 式 数

6,764株

取締役会出席率

100%
(10回中10回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4 月 当社入社
2011年 5 月 企画開発本部 企画開発部長
2014年12月 東日本販売本部 商品部長
2016年 6 月 販売本部 部長
2017年 5 月 玉川ファクトリーマネージャー
2021年 7 月 生産本部長
2022年 8 月 執行役員 生産本部長
2024年 5 月 執行役員 企画開発本部長
2024年 7 月 取締役就任 企画開発本部長（現任）
(株)コウベデリカテッセン 取締役就任（現任）

取締役候補者とした理由

三好勝寛氏は、生産部門、企画開発部門の要職を歴任し、当社のビジネスモデルである生販一体のものづくりに関する豊富な知識と経験を有しております。また、現在は企画開発本部長として、惣菜の新たな価値提案や高付加価値商品の開発など商品力・ブランド力の強化に取り組んでおります。これらの知見と実績を踏まえ、当社のさらなる発展と企業価値向上を実現させるために、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

新 任

い ち み や ひ で お
一 宮 秀 夫
(1963年10月1日生)



所 有 す る
当社の株式数

4,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 3 月 当社入社
2009年 5 月 西日本販売本部 販売部長
2014年 5 月 東日本販売本部 販売部長
2014年 8 月 執行役員 東日本販売本部 販売部長
2016年 8 月 執行役員 西日本販売本部長
2023年 5 月 執行役員 販売本部長
2025年 5 月 執行役員 営業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

一宮秀夫氏は、販売部門の要職を歴任し、販売政策や店舗戦略に関する豊富な知識と経験を有しております。現在は営業本部長として、新規出店や店舗リニューアル戦略の推進、外販（卸）の取引拡大やオンラインショップの強化など「新たな顧客接点の拡充」に取り組んでおります。また、ESG目標の達成に向け、店舗における食品ロス発生量や化石燃料由来のプラスチック使用量の削減の取り組みを主導しております。これらの知見と実績を踏まえ、当社のさらなる発展と企業価値向上に資する人材として、新たに取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

新任

社外

独立

ゆの き かず よ
柚木 和代
(1960年7月11日生)



所有する
当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 3 月 (株)大丸 入社
1990年 9 月 同社 本部MD企画部付(パリ駐在員事務所勤務)
2008年 5 月 同社 執行役員 札幌店長
2010年 3 月 (株)大丸松坂屋百貨店 執行役員 大丸札幌店長
2012年 5 月 同社 執行役員 大丸神戸店長
2015年 5 月 (株)博多大丸 代表取締役社長 兼 (株)大丸松坂屋百貨店 常務執行役員
2019年 5 月 J.フロント リテイリング(株) 執行役常務 関連事業統括部長
2021年 3 月 GINZA SIXリテールマネジメント(株) 代表取締役社長 兼 (株)大丸松坂屋百貨店 執行役員
2021年12月 新日本製薬(株) 社外取締役
2022年 5 月 (株)大丸松坂屋百貨店 顧問
イオン北海道(株) 社外取締役(現任)
2023年 5 月 イオン九州(株) 社外取締役(現任)
2025年 4 月 神戸市公立大学法人 神戸市外国語大学 理事(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

柚木和代氏は、J.フロント リテイリング(株)の要職や同社グループ企業の代表取締役社長を歴任し、小売業に精通しております。また、複数の企業における社外取締役を歴任しており、企業経営者としての豊富な経験と知見に基づき、経営戦略に対する実践的な視点を当社取締役会に反映させるとともに、人財・組織開発など経営基盤の強化を通じて当社のさらなる発展と企業価値向上を実現するための有益なご意見やご指摘をいただくことを期待したためであります。また、独立した立場から当社の経営における重要な意思決定と業務執行の監督を十分に担える人物であると判断し、新たに社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6

新任

社外

独立

きたじまのりこ
北嶋紀子
(1974年10月25日生)



所有する
当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年10月 弁護士登録
井上隆彦法律事務所（現 フェニックス法律事務所）入所
2012年1月 フェニックス法律事務所 共同代表（現任）
2015年6月 三京化成(株) 社外取締役（監査等委員）
2017年3月 ダイトロン(株) 社外監査役
2021年6月 大栄環境(株) 社外監査役
2023年3月 多木化学(株) 社外取締役（監査等委員）（現任）
2024年6月 大栄環境(株) 社外取締役（監査等委員）（現任）
2025年3月 ダイトロン(株) 社外取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

北嶋紀子氏は、弁護士としての企業法務等に関する豊富な経験と高度な専門的知見を有しており、また、複数の企業における監査等委員である社外取締役も務めていることから、ESG基盤におけるガバナンスの強化を通じて、当社のさらなる発展と企業価値向上を実現するための有益なご意見やご指摘をいただくことを期待したためであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者としていたしました。

-
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 柚木和代氏及び北嶋紀子氏は、新任の社外取締役候補者であります。両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届出を予定しております。
3. 柚木和代氏は、2025年6月開催予定の株式会社上組の定時株主総会の決議をもって、同社の社外取締役に就任される予定であります。
4. 当社は、柚木和代氏及び北嶋紀子氏が社外取締役に選任され就任した場合は、両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、被保険者が犯罪行為等の違法行為を行った場合に生じる賠償責任等を除く。）等を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【社外役員の独立性判断基準】

当社は、社外役員又は社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しない場合に、独立性を有しているものと判断しております。

- a. 当社又は当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者
 - b. 当社グループの非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - d. 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
 - e. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に所有している者）又はその業務執行者
 - f. 当社グループの役員が他の会社の社外役員を兼任している場合における、当該他の会社の業務執行者
 - g. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - h. 当社グループが多額の寄付を行っている先の業務執行者
 - i. 当社グループの業務執行者の配偶者又は二親等以内の親族
 - j. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
 - k. 当社グループが借入をしている金融機関等に所属する者
 - l. 上記b～kに過去3年において該当していた者
- (注) 1. 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員、その他これに相当する者及び使用人をいう。
2. c及びdにおける主要な取引先とは、直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の額の支払いを行っていることをいう。
3. g及びhにおける多額とは、1,000万円以上をいう。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役 掛川雅仁氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、引き続き充実した監査体制を確保するため、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

新 任		社 外		略歴、地位及び重要な兼職の状況	
独 立		よ ね だ さ ゆ り 米 田 小 百 合 (1967年1月31日生)		1994年 4 月 公認会計士登録 1997年 4 月 税理士登録 米田公認会計士事務所開設 代表（現任） 2000年 7 月 神陽監査法人パートナー（2019年6月退所） 2020年 6 月 バンドー化学(株) 社外取締役（監査等委員） （現任） 2021年 6 月 アマテイ(株) 社外取締役（監査等委員）（現任）	
				社外監査役候補者とした理由	
所 有 す る 当 社 の 株 式 数				0株	
米田小百合氏は、公認会計士・税理士として財務・会計・税務に関する高度な専門的知見を有しております。また、複数の企業における監査等委員である社外取締役も務めており、監査役としての独立した客観的な立場から、取締役及び取締役会の職務の執行の監視状況並びに取締役相互の監督状況を監査し、当社の健全で持続的な成長を確保するための役割を十分に担える人物であると判断したためであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、新たに社外監査役候補者といたしました。					

-
- (注) 1. 米田小百合氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 米田小百合氏は、新任の社外監査役候補者であります。同氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届出を予定しております。
 3. 当社は、米田小百合氏が社外監査役に選任され就任した場合は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、被保険者が犯罪行為等の違法行為を行った場合に生じる賠償責任等を除く。）等を填補することとしております。米田小百合氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

ご参考 役員の構成 [本定時株主総会終結後の予定]

当社は、理念・価値観に立脚した経営方針のもと、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、取締役会において経営の基本方針その他会社の重要事項について透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の監視・監督を行うことが必要であり、各自の多様な知見と経験により、取締役会全体として適切なバランスが確保されることが重要であると考えております。

当社は、「ビジョン2030」や中期経営計画等に基づき、「取締役会が備えるべきスキル」について、社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会における審議を踏まえ、取締役会で決定いたしました。

【スキルの定義】

項目	スキルの定義、選定理由
企業経営	●企業の代表取締役またはそれに準ずる経営経験。チャレンジ精神や自ら変革する行動力。 ●中長期的な経営方針・経営戦略についての意思決定や成長のための投資判断を行うために必要であるため。
財務・会計	●財務会計、管理会計に関する知識・経験。 ●資本政策の推進、経営の監督、リスク管理を行うために必要であるため。
サステナビリティ	●①は環境の取り組み、②は健康の取り組みや社会との共創、③はガバナンス・法務・リスクマネジメント、④は人財・組織開発やDEIに関する知見。 ●経営方針・経営戦略の決定、経営の監督、リスク管理、企業価値創造の基盤として必要であるため。
食品・小売業界、食の分野の知見	●惣菜業界、食品・小売業界などに関する知見。 ●経営方針・経営戦略の決定、お客様満足の向上に繋がる商品・サービスの提供に必要であるため。
生産・開発	●惣菜を生産するための開発力、生産技術、品質管理に対する知識・経験、原材料の調達力など、「安心・安全」「美味しさ」「鮮度」を追求した本物志向のものづくりに関する経験・知見。 ●価値の高い商品の提供や適切なリスク管理に必要であるため。
ブランド戦略・マーケティング	●ブランド戦略や商品・販売戦略の立案、マーケティングや原材料への知識などを活かした価値ある商品提案に関する経験・知見。 ●当社の業績に大きな影響を与える商品戦略・販売方針の意思決定、お客様とのリレーションシップ構築・強化等による市場シェア・顧客層の拡大、市場創造を行うために必要であるため。

【スキル・マトリックス】

氏名	性別	現任／ 再任／ 新任	社外	取締役・監査役が有する知識・経験・能力					
				企業 経営	財務・ 会計	サステナ ビリティ	食品・小 売業界、 食の分野 の知見	生産・ 開発	ブランド 戦略・ マーケテ ィング
古 塚 孝 志	男	再任		○	○	① ② ③ ④	○	○	
吉 井 康 太 郎	男	再任			○	① ② ③ ④	○		○
三 好 勝 寛	男	再任				① ②	○	○	○
一 宮 秀 夫	男	新任				① ④	○		○
柚 木 和 代	女	新任	●	○		④	○		○
北 嶋 紀 子	女	新任	●			③			
結 城 昌 平	男	現任			○	③			
三 戸 一 弥	男	現任	●			③			
米 田 小 百 合	女	新任	●		○	③			

※上記一覧表は、保有するすべての知識・経験・能力等を表すものではありません。

※上記一覧表には監査役も含まれております。

取締役報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬額は、1999年7月27日開催の第27回定時株主総会において、年額600百万円以内（当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名。うち、社外取締役は0名。）と決議いただき今日に至っております。

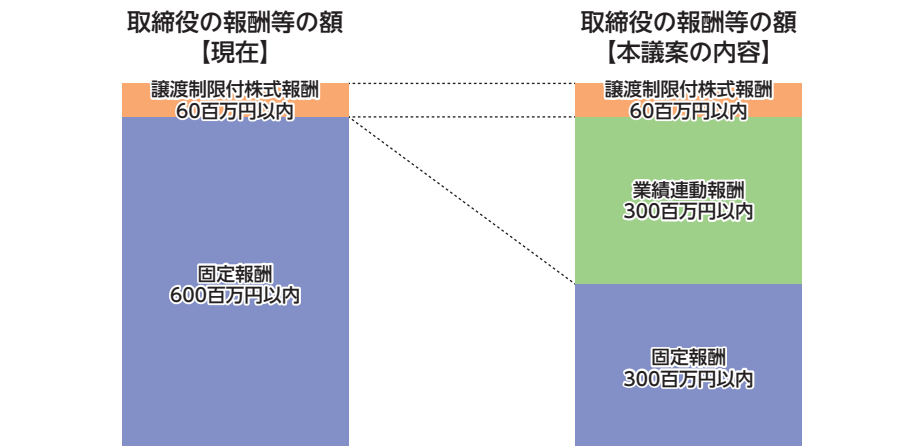
今般、我が国におけるコーポレート・ガバナンスの考え方も取り入れつつ、当社の取締役がビジョンや経営計画の実現に向けて意欲高く取り組み、当社グループの持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に資するための実効的な報酬制度とする目的から、取締役の報酬体系を改定し業績連動報酬を導入することにいたしました。当社取締役の業績向上に対する役割が一層明確になること、また、算定方法等を明確にすることで報酬制度の客観性と透明性が向上することから、業績連動報酬の導入は必要かつ合理的であると考えております。

つきましては、業績連動報酬の導入に伴い、取締役の固定報酬の額を年額300百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）、業績連動報酬の額を年額300百万円以内（ただし、社外取締役を除く）に改定させていただきたいと存じます。また、使用人兼務取締役については、従来通り取締役としての職務執行の対価のみ支払うものとし、使用人としての職務執行の対価は支給しないものといたします。

本議案は当社の事業規模、取締役報酬体系やその支給水準、現在の取締役の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、本議案が承認された場合は、事業報告に記載の「3.（2）①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」について、本議案に基づき改定することを予定しております。

なお、第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終了時点において取締役は6名（うち社外取締役2名）となり、業績連動報酬の対象取締役は社外取締役2名を除く4名となります。



以上

ご参考 取締役報酬制度改定の概要

当社は、2024年12月に指名・報酬委員会を設置し、取締役報酬制度の変更について審議を重ねてまいりました。その結果、2025年6月10日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く）を対象とした業績連動報酬を導入するとともに、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」及び役員報酬に関連する諸規程並びに「取締役報酬決定システム」を改定することを決議いたしました。

本定時株主総会第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役報酬制度の概要は以下のとおりです。

（１）報酬決定の基本的な考え方

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を可能とするよう、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、多様で優秀な人材を引きつけることができるよう他社の水準等を考慮して、経営責任負担への対価として十分かつ適正な水準で支給することといたします。

（２）報酬ガバナンス

当社の取締役の報酬は、客観性・透明性を確保するため、株主総会にて決議された報酬額の範囲内で、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会にて審議の上、その意見を尊重し、取締役会において、取締役の報酬制度、報酬の支給総額及び個人別報酬の内容を決定することとしております。

個人別報酬の決定にあたっては、指名・報酬委員会における審議をもとに策定した役員報酬規程及び株式報酬規程並びに取締役報酬決定システムを参照し、業績連動報酬については、評価指標の項目の選定及びその目標値の設定を行うものいたします。

(3) 取締役（社外取締役を除く）報酬等の構成及び概要

報酬等の種類	構成比率 (※1)	報酬等の概要
固定報酬	約70%	経営責任の比重に伴い役位によって決定する代表取締役給及び役位給と、当社の業績や経営貢献のための役割等を勘案して決定する号俸給により、個人別の額を決定し、毎月支給します。
業績連動報酬	約20%	「連結営業利益額」の業績予想値に、役位別配分率を乗じて個人別の基準額を決定し、評価指標（※2）の各事業年度末の経営成績に応じた係数を乗じて算出することで、個人別の額を決定します。 業績連動報酬は、各事業年度の終了後3か月以内に開催される定時株主総会後に開催する取締役会の決議後、1か月以内に支給します。 各事業年度の評価指標または連結当期純利益が一定水準を下回った場合は、支給しないものとします。 なお、法人税法上の業績連動給与とすることを企図しており、業績評価指標及び算定方法は、有価証券報告書において開示する予定です。
譲渡制限付株式報酬	約10%	対象取締役の固定報酬の15%に相当する額の譲渡制限付株式を付与し、譲渡制限期間は20年間とします。 株式報酬は、定時株主総会後1か月以内に開催される取締役会で決定した日に支給します。

※1 報酬等の構成比率は、役位及び評価指標の達成状況に応じて変動します。

表は業績連動報酬の評価指標の達成状況が100%の場合における構成比率を記載しております。

※2 初年度の業績連動報酬の評価指標については、指名・報酬委員会にて審議の上、連結営業利益率とすることを予定しており、取締役会の決議を経て決定いたします。

以上

事業報告 (2024年5月1日から2025年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年5月1日～2025年4月30日）における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調で推移しましたが、米国の関税政策や不安定な為替動向、ウクライナや中東地域をめぐる地政学的リスクの高まりにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

中食・惣菜業界におきましては、原材料価格の高騰や人手不足等による人件費の上昇に加え、米にまで及んだ物価上昇による生活者の節約志向は一層強まり、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループの当連結会計年度の経営成績におきましては、前連結会計年度に比べ減収減益となりました。売上面におきましては、基幹ブランドの「R F 1」を中心に新店・リニューアルをいたしましたが、百貨店や商業施設等の閉館に伴う退店や、消費マインド低下による2025年以降の来店客数の減少が主な減収要因となりました。その結果、当連結会計年度の売上高は51,184百万円（前期比0.3%減）となりました。

利益面におきましては、商品の設計及び販売価格の見直し、物流拠点の集約による配送コストの削減等に取り組みましたが、原材料や店舗包装資材の単価上昇、店舗スタッフの時給単価引き上げ等による人件費の上昇を吸収するには至らず、営業利益は1,242百万円（前期比28.5%減）、経常利益は1,301百万円（前期比27.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は329百万円（前期比73.7%減）となりました。なお、当連結会計年度におきましては、特別損失として、2024年7月26日開催の当社第52回定時株主総会において決議された創業者岩田弘三氏に対する特別功労金500百万円及び固定資産の減損損失160百万円を計上しております。

主な業態別の概況は、以下のとおりであります。

当社は、百貨店、駅・駅ビル等における販売業態として「R F 1」「グリーン・グルメ」「いとはん」「神戸コロッケ」「融合」「ベジテリア」を店舗展開しております。

「R F 1」におきましては、当社の強みである生産者との繋がりを活かし、希少な厳選素材を用いた旬の味わいを堪能できるサラダやフライの提案を行い、来店のきっかけになる商品を展開いたしました。

（代表的な商品：「とうもろこし『甘々娘』堪能サラダ クリーミーマヨソース」「濃厚な甘み さつまいも『蜜郎』のサラダ」、「兵庫県丹波篠山産『山の芋』のフリット」）

また、クリスマス・年末年始には「FUN TIME FUN TABLE」をテーマに、大切な人との集いの時間を楽しんでいただくためのサラダや料理・オードブルなどの提案を行いました。

「グリーン・グルメ」におきましては、セレクトショップとして季節の素材を活かした各ブランドの和・洋・アジアのサラダや料理を品揃えするとともに、時間帯別の客層に合わせた弁当を展開しました。

「いとはん」におきましては、季節の味をさらだにする、和そうざいのお店として、日本の伝統や食文化を伝える商品や、日々の献立に取り入れやすく季節の素材を活かした商品を提案しました。

（代表的な商品：「梅おほか厚揚げとちりめんの和さらだ」「三種の調理法で味わう 徳島県産神山椎茸の和さらだ」「里芋とちりめんのねぎ山椒だれ」「柚子香る 霜降り白菜ロール」）

「神戸コロッケ」におきましては、香りや食感にこだわった季節コロッケをシリーズ化し、素材を活かした製法に関する情報とともに提案を行いました。

（代表的な商品：「宮崎県産新ごぼうのコロッケ」「徳島県産れんこんのコロッケ」）

「融合」におきましては、アジア各国のユニークな食材や調理法を用い、ハーブやスパイスを活かした商品を、素材や味わいなどの情報とともに提案を行いました。

（代表的な商品：「たっぷり野菜と鶏のサラダフォー」「汁なし酸辣湯麺」「香り豊かな黒酢辣油ソースで味わう よだれ鶏」「大きな牡蠣と旨み春雨の油淋ソース」）

「ベジテリア」におきましては、不足しがちな野菜や果物を手軽に摂れるKENKOサポートブランドとして、「野菜の王様」と言われるケールと季節の果物を組み合わせたジュースや、話題の健康フルーツを組み合わせたジュースの提案を行いました。

（代表的な商品：「フレッシュケール&桃」「アサイー&ベリー」）

その他の業態別の概況は、以下のとおりであります。

「外販（卸）」におきましては、冷凍食品ブランド「R F F F（ルフフフ）」及び「神戸コロッケ」の品揃え拡充を行い、都市型グルメスーパーや地域密着型の小売店を中心に取引先への提案を強化しましたが、冷蔵商品については卸先の閉店等の影響により販売店舗数が減少しました。

「その他」におきましては、ロック・フィールドオンラインショップにて、季節ごとに異なるメニューが届く3回コースの定期便「わたしレストラン」や、当社商品と厳選したお酒を一緒に愉しむ「至福のクラフトセット」「ゆったり週末のアペロセット」を提案するとともに、楽天グループ株式会社が運営するECモール「楽天市場」に出店し、顧客接点の拡充を図りました。連結子会社である岩田（上海）餐饮管理有限公司におきましては、季節・歳時記ごとにサラダを中心とした新商品の提案や、個店のニーズにあわせたランチの強化（イートインやデリバリー対応）を行いました。

なお、当社グループは惣菜事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

企業集団の売上につきましては、次のとおりであります。

業態 \ 期別		第52期（2024年4月期）		第53期（2025年4月期）		対前期比 (%)
		売 上 (百万円)	構 成 比 (%)	売 上 (百万円)	構 成 比 (%)	
R F 1	サ ラ ダ	16,875	32.9	16,646	32.5	98.6
	フ ラ イ	6,214	12.1	6,170	12.1	99.3
	そ の 他 惣 菜	8,324	16.2	8,468	16.5	101.7
	小 計	31,413	61.2	31,285	61.1	99.6
グ リ ー ン ・ グ ル メ		10,169	19.8	10,190	19.9	100.2
い と は ん		3,648	7.1	3,618	7.1	99.2
神 戸 コ ロ ッ ケ		3,028	5.9	2,973	5.8	98.2
融 合		951	1.9	926	1.8	97.4
ベ ジ テ リ ア		875	1.7	888	1.7	101.5
外 販 (卸)		743	1.4	735	1.5	99.0
そ の 他		528	1.0	566	1.1	107.1
合 計		51,357	100.0	51,184	100.0	99.7

当社の売上につきましては、次のとおりであります。

業 態		期 別		第52期（2024年4月期）		第53期（2025年4月期）		対 前 期 比 (%)
				売 上 (百万円)	構 成 比 (%)	売 上 (百万円)	構 成 比 (%)	
R F 1	サ ラ ダ			16,875	33.0	16,646	32.7	98.6
	フ ラ イ			6,214	12.2	6,170	12.1	99.3
	そ の 他 惣 菜			8,324	16.3	8,468	16.7	101.7
	小 計			31,413	61.5	31,285	61.5	99.6
グ リ ー ン ・ グ ル メ				10,169	19.9	10,190	20.0	100.2
い と は ん				3,648	7.1	3,618	7.1	99.2
神 戸 コ ロ ッ ケ				3,028	5.9	2,973	5.8	98.2
融 合				951	1.9	926	1.8	97.4
ベ ジ テ リ ア				875	1.7	888	1.7	101.5
外 販 (卸)				743	1.5	735	1.5	99.0
そ の 他				247	0.5	280	0.6	113.0
合 計				51,077	100.0	50,898	100.0	99.7

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資は保証金等も含め総額1,635百万円であります。その主なものは神戸、静岡、玉川の各ファクトリーへの設備投資額が477百万円、百貨店等、店舗の新規出店・リニューアルに伴う店舗設備投資額が595百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき資金調達はございません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2022年6月に2030年のありたい姿として「食の可能性を切り拓き、豊かな未来を共創する。SUSTAINABLE FOOD COMPANY」をメッセージとする「ビジョン2030」を制定いたしました。同時に、中期経営計画（2023年4月期～2025年4月期）を策定し、経営基盤の強化を図りながら、商品力・技術力の進化と新たな顧客接点の拡充を通じて安定成長のための足場作りに取り組んでまいりました。

コロナ禍の収束に伴い売上高は回復基調となったものの、足元では食料品を中心とした物価高による消費マインドの低下により来店客数が減少しており、原材料価格・エネルギーコスト・人件費等の上昇を吸収するには至らず、中期経営計画最終年度である2025年4月期におきましては、売上高及び営業利益ともに計画未達となりました。

今後の経営環境につきましては、高齢化、単身化、共働き世帯の増加等による社会環境の変化により、中食・惣菜等に対する多様な購買ニーズのさらなる拡大が見込まれます。一方で、こうしたニーズの拡大に伴い、内食・外食・他業種を含めた業界の垣根を越えた競争が一層激化するものと想定されます。また、原材料価格やエネルギーコストの高止まり、最低賃金の上昇、採用コストの増加等により、引き続き厳しい経営環境が続くことが見込まれます。

このような環境のもと、当社グループは、「ビジョン2030」達成に向けて、「成長へ繋げる改革」と「未来へのチャレンジ」の両立を基本方針とした新たな3ヶ年の中期経営計画を策定し、3つの戦略テーマ「既存業態の利益率向上」「新たな市場領域への拡大」「人財の活躍促進」を推進することで、当社グループの持続的な成長と持続可能な食の未来の実現に繋げてまいります。

1. 既存業態の利益率向上

百貨店、駅・駅ビル等の展開において、基幹ブランド「RF1」を中心にサラダの独自性・付加価値の更なる追求を図るとともに、「神戸コロッケ」「融合」ブランドのコンパクトモデル出店を行います。また、ファクトリーにおいては設備稼働の向上やオペレーションの効率化による生産性向上を図ります。加えて、店舗では顧客満足向上を目指しサービスを強化するとともに、ロック・フィールドメンバーズの会員に対して、アプリ等を活用したプロモーションによる来店・利用促進を図ります。これらの取り組みにより売上・利益の最大化を目指します。

2. 新たな市場領域への拡大

冷凍食品の拡大に向けて新カテゴリーの商品開発に取り組むとともに、外販・ECにおける配荷の拡大を図ります。また、若い世代に向けた新たな商品・サービスとなる新ブランドの開発を進め、これまでとは異なるマーケットへの出店を通して新たな顧客づくりに取り組んでまいります。

3. 人財の活躍促進

人財を価値創造の源泉と捉え、個人の成長を通じて当社グループの持続的成長の実現を目指すという人的資本経営の基本方針のもと、店舗や生産現場における専門能力向上に向けた施策を実施し、プロフェッショナル人財の育成と活躍促進を進めてまいります。

以上の取り組みにより、中期経営計画の初年度となる2026年4月期の連結業績を以下のとおり見込んでおります。

- ・売上高 53,500百万円（前期比4.5%増）
- ・営業利益 1,411百万円（前期比13.6%増）
- ・経常利益 1,446百万円（前期比11.1%増）
- ・親会社株主に帰属する当期純利益 931百万円（前期比182.9%増）

なお、2025年6月10日に中期経営計画に関するお知らせを開示しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第50期 (2022年4月期)	第51期 (2023年4月期)	第52期 (2024年4月期)	第53期 (2025年4月期)
売上高 (百万円)	47,119	49,970	51,357	51,184
経常利益 (百万円)	2,185	1,564	1,785	1,301
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,380	1,078	1,252	329
1株当たり当期純利益	51円92銭	40円56銭	47円20銭	12円60銭
総資産 (百万円)	36,502	36,046	36,022	35,308
純資産 (百万円)	29,082	29,159	29,139	28,908

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）により算出しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第50期 (2022年4月期)	第51期 (2023年4月期)	第52期 (2024年4月期)	第53期 (2025年4月期)
売上高 (百万円)	46,870	49,755	51,077	50,898
経常利益 (百万円)	2,192	1,611	1,840	1,360
当期純利益 (百万円)	1,387	1,126	1,307	246
1株当たり当期純利益	52円18銭	42円34銭	49円27銭	9円42銭
総資産 (百万円)	36,459	36,065	36,084	35,292
純資産 (百万円)	29,075	29,198	29,223	28,908

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
岩田（上海）餐飲管理有限公司	600百万円	100%	惣菜の製造・販売

(7) 主要な営業所及び工場

本 社	神戸市東灘区魚崎浜町15番地2
東 京 オ フ ィ ス	東京都中央区
神 戸 フ ァ ク ト リ ー	神戸市東灘区
静 岡 フ ァ ク ト リ ー	静岡県磐田市
玉 川 フ ァ ク ト リ ー	川崎市高津区
R F 1	134店舗（全国有名百貨店内、駅・駅ビル内）
グ リ ー ン ・ グ ル メ	69店舗（全国有名百貨店内、駅・駅ビル内）
い と は ん	33店舗（全国有名百貨店内、駅・駅ビル内）
神 戸 コ ロ ッ ケ	34店舗（全国有名百貨店内、駅・駅ビル内）
融 合	10店舗（全国有名百貨店内、駅・駅ビル内）
ベ ジ テ リ ア	21店舗（全国有名百貨店内、駅・駅ビル内）
岩田（上海）餐飲管理有限公司	中国 上海市

(8) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,616名	19名減

(注) 上記のほかに臨時従業員（パートタイマー、アルバイト）2,785名（1日平均8時間換算による期中平均雇用人数）を雇用しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,584名	3名減

(注) 上記のほかに臨時従業員（パートタイマー、アルバイト）2,785名（1日平均8時間換算による期中平均雇用人数）を雇用しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 26,788,748株
 (3) 株主数 26,601名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 岩 田	2,300千株	8.8%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,004千株	7.6%
ロ ッ ク ・ フ ィ ー ル ド 取 引 先 持 株 会	1,479千株	5.6%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,312千株	5.0%
株 式 会 社 四 国 銀 行	1,242千株	4.7%
岩 田 弘 三	784千株	3.0%
ロ ッ ク ・ フ ィ ー ル ド 社 員 持 株 会	554千株	2.1%
株 式 会 社 み な と 銀 行	413千株	1.5%
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	412千株	1.5%
四 銀 総 合 リ ー ス 株 式 会 社	382千株	1.4%

- (注) 1. 当社は、自己株式を657,684株保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 株式会社岩田は、当社名誉会長 岩田弘三氏及びその配偶者が議決権の100%を保有しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	7,360株	4名
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年4月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び主な職業	重要な兼職の状況
代表取締役社長	古 塚 孝 志		岩田（上海）餐飲管理有限公司 董事長 株式会社コウベデリカテッセン 代表取締役
常 務 取 締 役	吉 井 康 太 郎	経営企画本部長、 管理本部・冷凍食品推進 室管掌	株式会社コウベデリカテッセン 取締役
取 締 役	遠 藤 宏	販売本部・特販本部管掌	
取 締 役	三 好 勝 寛	企画開発本部長	株式会社コウベデリカテッセン 取締役
取 締 役	門 上 武 司		株式会社ジオード 代表取締役
取 締 役	松 村 はるみ		
常 勤 監 査 役	結 城 昌 平		株式会社コウベデリカテッセン 監査役
監 査 役	掛 川 雅 仁	税理士	株式会社大阪真和ビジコン 代表取締役社長 掛川会計事務所 所長
監 査 役	三 戸 一 弥		

- (注) 1. 取締役 門上武司氏及び松村はるみ氏は、社外取締役であります。両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役 掛川雅仁氏及び三戸一弥氏は、社外監査役であります。両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 常勤監査役 結城昌平氏及び監査役 掛川雅仁氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役 結城昌平氏は、過去に当社の経理部門において、長年にわたり業務に携わっておりました。
 - ・監査役 掛川雅仁氏は、税理士の資格を有しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ・取締役 中野勘治氏は、2024年5月8日逝去により退任いたしました。
 - ・取締役 岩田弘三氏及び取締役 細見俊宏氏は、2024年7月26日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
5. 当事業年度末日後の取締役の異動は次のとおりであります。
- ・取締役 遠藤 宏氏は、2025年5月1日付で、「営業本部管掌」となりました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

取締役の報酬決定の基本方針は、企業価値の持続的な向上を可能とするよう、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、多様で優秀な人材を引きつけることができるよう他社の水準等を考慮して、経営責任負担への対価として十分かつ適正な水準で支給することとしております。

取締役の報酬の内容は、金銭報酬と、譲渡制限付株式を付与する株式報酬から構成しており、金銭報酬は、経営責任負担への対価として、毎月定額で支給しております。株式報酬は、自社株式の保有を通じて株主と利害を共有することで、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促進するため、業務執行取締役のうち取締役会で定める者を対象に、定時株主総会終了後1か月以内に開催される取締役会で決定した日に付与しております。

取締役の報酬は、株主総会にて決議された報酬額の範囲内とし、役員報酬規程及び株式報酬規程に基づき、当社の事業内容及び経営環境、経済情勢等を考慮したうえで各取締役の職責等を勘案し、取締役会において個人別報酬の内容を決定しております。各取締役への金銭報酬の配分は、職務・資格等を勘案し、役員報酬規程に定める役員報酬決定システムを参照し、取締役会において経営責任の比重を示す役位ランクと前年の経営貢献度を示す号俸を決定し、個人別の報酬等の内容を決定しております。株式報酬は、株式報酬規程に基づき、各取締役への金銭報酬の10%に相当する額の譲渡制限付株式を付与し、譲渡制限期間は20年間としております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1999年7月27日開催の第27回定時株主総会において、年額600百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は0名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年7月26日開催の第46回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額を年額60百万円以内、株式数の上限を年60,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は5名です。

監査役の金銭報酬の額は、1995年7月27日開催の第23回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長 古塚孝志氏が、個人別の報酬額のうち、金銭報酬の号俸に基づく具体的な内容を決定しております。

その権限の内容は、号俸ごとに定める範囲内での各取締役の金銭報酬の額の決定であります。なお、金銭報酬の役位ランクに係る額はランクごとの固定額、株式報酬は金銭報酬から算出する固定額のため、これらの決定は代表取締役への委任の内容には含んでおりません。

代表取締役に委任した理由は、中食・惣菜業界を取り巻く経営環境や当社グループの経営成績を最も熟知しており、中長期的な業績向上への貢献意欲を高める目的で経営責任負担への対価として十分かつ適正な水準で報酬を支給するためには、代表取締役が各取締役の職責を評価し報酬額を決定することが適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、個人別の報酬額の決

定に際し、独立社外取締役が1/3以上を占める取締役会において、各取締役の役位ランクと号俸を決定する措置を講じており、当該手続きを経て代表取締役がその号俸ごとに設定された金額の範囲内で個人別の報酬額を決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬につきましては、取締役及び取締役会の監督責任負担への対価として、十分かつ適正な水準で支給することを基本方針とすることを監査役会で決議しております。

監査役の報酬は、株主総会にて決議された報酬額の範囲内で、役員報酬規程に基づき、監査役の協議により決定しております。

監査役の報酬は、毎月定額で支給される金銭報酬であります。

⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		金銭報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	142百万円	131百万円	11百万円	6名
社外取締役	20百万円	20百万円	—	3名
監査役 (社外監査役を除く)	9百万円	9百万円	—	1名
社外監査役	10百万円	10百万円	—	2名

- (注) 1. 非金銭報酬等の内容は、当社の株式10百万円及び取締役に提供している社宅の会社負担額であります。株式報酬は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載の条件等に基づき、取締役4名に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
2. 取締役の報酬等の総額及び員数には、2024年7月26日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名を含んでおります。
3. 社外取締役の報酬等の総額及び員数には、2024年5月8日逝去により退任した取締役1名を含んでおります。
4. 上記のほか、2024年7月26日開催の第52回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し、500百万円の特別功労金を支払っております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2025年4月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,786	流動負債	5,526
現金及び預金	13,596	買掛金	1,258
売掛金	3,909	1年内返済予定長期借入金	100
製品	68	リース債務	326
仕掛品	190	未払金	1,108
原材料及び貯蔵品	758	未払費用	1,501
その他	262	未払法人税等	133
		賞与引当金	805
固定資産	16,521	ポイント引当金	159
有形固定資産	14,014	その他	133
建物及び構築物	8,597	固定負債	872
機械装置及び運搬具	1,148	長期借入金	275
土地	2,974	リース債務	417
リース資産	654	資産除去債務	180
建設仮勘定	30	負債合計	6,399
その他	609	(純資産の部)	
無形固定資産	639	株主資本	28,603
ソフトウェア	590	資本金	5,544
その他	48	資本剰余金	5,888
投資その他の資産	1,867	利益剰余金	18,100
投資有価証券	530	自己株式	△ 928
差入保証金	701	その他の包括利益累計額	305
繰延税金資産	327	その他有価証券評価差額金	222
その他	330	為替換算調整勘定	82
貸倒引当金	△ 23	純資産合計	28,908
資産合計	35,308	負債・純資産合計	35,308

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2024年5月1日 至2025年4月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		51,184
売 上 原 価		21,795
売 上 総 利 益		29,388
販売費及び一般管理費		28,145
営 業 利 益		1,242
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	13	
保 険 配 当 金	12	
保 険 返 戻 金	19	
受 取 補 償 金	10	
そ の 他	14	68
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3	
為 替 差 損	1	
そ の 他	5	9
経 常 利 益		1,301
特 別 損 失		
減 損 損 失	160	
特 別 功 労 金	500	660
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		641
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	333	
法 人 税 等 調 整 額	△21	312
当 期 純 利 益		329
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		329

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2025年4月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	18,739
現金及び預金	13,569
売掛金	3,894
製成品	68
仕掛品	190
原材料及び貯蔵品	755
前払費用	216
その他の	43
固定資産	16,552
有形固定資産	14,014
建物	8,351
構築物	245
機械及び装置	1,109
車両運搬具	38
工具器具備品	609
土地	2,974
リース資産	654
建設仮勘定	30
無形固定資産	639
商標	28
ソフトウェア	590
電話加入権	19
投資その他の資産	1,899
投資有価証券	417
関係会社株式	113
関係会社出資金	44
長期前払費用	252
差入保証金	688
繰延税金資産	327
その他の	86
貸倒引当金	△ 31
資産合計	35,292

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	5,510
買掛金	1,250
1年内返済予定長期借入金	100
リース債務	326
未払金	1,102
未払費用	1,500
未払法人税等	133
ポイント引当金	159
預り金	57
賞与引当金	805
その他の	75
固定負債	872
長期借入金	275
リース債務	417
資産除去債務	180
負債合計	6,383
(純資産の部)	
株主資本	28,686
資本金	5,544
資本剰余金	5,888
資本準備金	5,861
その他資本剰余金	26
利益剰余金	18,182
利益準備金	179
その他利益剰余金	18,003
配当準備積立金	100
別途積立金	6,396
固定資産圧縮積立金	173
繰越利益剰余金	11,333
自己株式	△ 928
評価・換算差額等	222
その他有価証券評価差額金	222
純資産合計	28,908
負債・純資産合計	35,292

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自2024年5月1日 至2025年4月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		50,898
売 上 原 価		21,590
売 上 総 利 益		29,307
販売費及び一般管理費		28,008
営 業 利 益		1,299
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	13	
保 険 配 当 金	12	
保 険 返 戻 金	19	
受 取 補 償 金	10	
そ の 他	13	67
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3	
そ の 他	3	6
経 常 利 益		1,360
特 別 損 失		
減 損 損 失	148	
関係会社出資金評価損	153	
特 別 功 労 金	500	802
税 引 前 当 期 純 利 益		558
法人税、住民税及び事業税	333	
法 人 税 等 調 整 額	△21	312
当 期 純 利 益		246

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年6月9日

株式会社 ロック・フィールド
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 方 実

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 井 さわ子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ロック・フィールドの2024年5月1日から2025年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ロック・フィールド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示す

るために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年6月9日

株式会社 ロック・フィールド
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 神戸事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西方 実
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福井 さわ子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ロック・フィールドの2024年5月1日から2025年4月30日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するた

めに経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年5月1日から2025年4月30日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月9日

株式会社ロック・フィールド 監査役会

常勤監査役 結 城 昌 平 ㊞

社外監査役 掛 川 雅 仁 ㊞

社外監査役 三 戸 一 弥 ㊞

第53回 定時株主総会 会場ご案内図

会 場：当社本社（神戸ヘッドオフィス）

所在地：神戸市東灘区魚崎浜町15番地 2

電 話：078-435-2800（代表）



① 送迎バス乗り場周辺地図



② 送迎バス乗り場周辺地図



交通機関

「阪急神戸線 岡本駅」「JR神戸線 摂津本山駅」及び「阪神本線 青木（おおぎ）駅」近くに『送迎バス乗り場』を設けております。

- ・行きは午前9時10分から10時まで、約10～15分間隔で運行。
バス乗り場から会場までの所要時間は約30分。
- ・帰りは株主総会終了時より運行。

ご案内

ご来場にあたり、サポートが必要な株主様は、ご遠慮なく会場スタッフまでお声がけください。

- ・会場まで車椅子でご来場可能、優先スペースへご案内
- ・車椅子の方がご利用いただける多目的トイレを設置
- ・受付での筆談対応 など

